

第 467 回 群馬地方最低賃金審議会 会議次第

令和 7 年 9 月 11 日
前橋地方合同庁舎
7 階 大会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 群馬地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出について

(2) その他

3 閉 会

第 467 回 群馬地方最低賃金審議会

資料目次

- 1 2025 年度群馬県最低賃金の改正決定答申に対する異議申出書

個人の方

- 2 群馬県最低賃金の改正決定についての異議申出書

群馬県労働組合会議

- 3 2025 年度群馬県最低賃金の改正決定に対する異議申出

群馬県医療労働組合連合会

- 4 群馬県最低賃金審議会答申に対する異議申出書

全労連・全国一般群馬労働組合

- 5 令和 7 年度群馬地方最低賃金の改定決定に関する異議申出書

生協労連コープネットグループ労働組合

- 6 群馬地方最低賃金の遅すぎる発効日に抗議し、再考を求めます

全国一般労働組合全国協議会

北関東ユニオンネットワーク

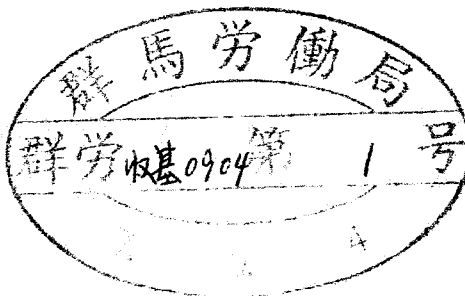
ほか 26 団体

- 7 群馬地方最低賃金審議会の答申（発効日）の再考を求める特別要請書 453 通

群馬県労働組合会議

全国労働組合総連合会

群馬労働局長 上野 康博 様



2025 年 9 月 4 日

群馬県前橋市在任

2025 年度群馬県最低賃金の改正決定答申に対する異議申出書

群馬地方最低賃金審議会は、令和 7 年 8 月 26 日に群馬県最低賃金の改正決定について貴職に答申しました。これに対し、地域の一労働者として下記のとおり異議を申し出ます。

内容

最低賃金法第 11 条第 2 項にもとづき、群馬県最低賃金の改正決定において効力発生日を令和 8 年 3 月 1 日と定めることに異議申出を行い、具体的で客観的な根拠を基に改めて議論するか、または例年どおり令和 7 年 10 月末日までに効力を発生させるよう求めます。

理由

1. 最低賃金法目的との不整合

最低賃金法第 1 条は、賃金の低廉な労働者について最低賃金を定め、その労働条件の改善を図り、労働者の生活の安定を保護することを目的としています。

この趣旨により、昨今の物価高騰とそれに伴う生活困難を踏まえて最低賃金の引き上げを図っているにも関わらず、群馬県における令和 7 年度の最低賃金改定について、もし群馬地方最低賃金審議会（以下「同審議会」という）の答申どおり効力発生日を令和 8 年 3 月 1 日とした場合、78 円の引上げがなされても、令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの 12 か月間のうち、適用されるのは 7 か月間にとどまります。したがって、期間全体で見た月平均の上昇額は 45.5 円にすぎません。これは、令和 7 年 8 月 4 日に中央最低賃金審議会が厚生労働大臣に答申した引上げ額 63 円（B ランク）と比較して、実質的に 17.5 円下回ることになります。

さらに、本来の発効時期の目安とされる令和 7 年 10 月 1 日から 5 か月間も最低賃金が据え置かれることは、全国的に引上げが進み物価高騰が一層強まる中で、群馬県の労働者だけが賃上げの恩恵を受けられず、取り残されることを意味します。

以上の 2 点から、効力発生日を令和 8 年 3 月 1 日とした同審議会の答申は、実質的に最低賃金の引上げ効果を抑制し、労働者に不当な不利益を与えるものであり、同条の趣旨に反します。

2. 近隣県との賃金格差

群馬県に隣接する栃木県、新潟県、長野県はいずれも効力発生日を令和 7 年 10 月末日までとし、埼玉県は令和 7 年 11 月 1 日としました。関東地方において翌年 3 月発効を定めたのは群馬県のみ

であり、全国的に見ても令和7年9月3日現在、翌年3月まで遅らせるのは群馬県とCランクの秋田県だけであり、極めて異例です。

また、群馬県と同ランクの栃木県は64円の引上げを令和7年10月1日から適用すると答申しました。群馬県の最低賃金は985円であるため、効力発生日の遅れによって両県の間には83円の格差が5か月も生じます。同ランクかつ隣接県においてこれほどの差が生じ、長期にわたって継続されることは不当であり、この点において同審議会の公益代表委員の見解が使用者側への配慮に偏り、労働者の不利益を軽視しているのではないかと疑わざるを得ません。

3. 効力発生日に対する準備期間論における客観的な根拠が無いこと

そもそも今回、同審議会の公益代表委員見解では、大幅な引き上げ額に鑑み一定の準備期間が必要であるとしています。しかし、例年以上の引上げが想定されていたことは社会的状況や国の方針から十分に予期可能でした。加えて、群馬県と近隣県との格差是正は同審議会において長年の重要課題であり、令和7年度に是正される可能性を考慮して準備を進めることは本来当然であったはず

です。したがって、準備不足を理由とする効力発生の遅延は、使用者側の怠慢を労働者に転嫁するものにほかなりません。公益代表の立場としては中立性を欠き、妥当性が疑われます。加えて、翌年3月まで遅らせることについて具体的かつ客観的な根拠は示されておらず、仮に延期を行うとしても群馬県の経済状況・産業構造・雇用情勢を正確に踏まえた議論が不可欠です。

結論

たとえ最低賃金法に発効時期の明文規定がなく、群馬労働局長の裁量権によるものとしても、効力発生日を例年より著しく遅い令和8年3月1日とすることは、労働者保護の観点において同法の目的からして不当と考えます。効力発生日は具体的で客観的な根拠を基に議論するか、または例年通り10月中とすべきと訴えます。

以上の理由により、今回の答申について、群馬県地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議申し出を行います。

2025年9月3日

群馬労働局長
上野 康博 様

群馬県労働組合会議
議長 

群馬県最低賃金の改正決定についての異議申出書

労働者の生活と労働条件の向上のためご尽力いただいていることに敬意を表します。

群馬県最低賃金審議会は、8月26日、最低賃金を中賃目安63円に15円上積みして78円引き上げ1,063円に改定することを答申しました。中小企業支援の抜本的な拡充とセットでただちに1,500円への引上げを求める私たちの要求からは不十分ではあるものの、近県との格差を正面から問い、群馬県も栃木県・茨城県の企業等と「同等の支払い能力を有しているとみなすことが自然」として15円上積みを行ったことは、実態をふまえ、これまでの審議から大きく踏み込んだものとして大いに評価するものです。

ところが、今回の答申では、改定最賃の発効日を、例年の10月初めから、来年3月1日に5ヵ月も先延ばしするとしています。これにより、最賃近傍の賃金で働く労働者は大幅な不利益を被ることとなりました。それは、物価高騰のもとで、10月からの最低賃金の大幅引上げを期待している労働者を裏切ることであります。

以下、どのような問題・労働者の不利益が生じるのか、年間の労働時間を1,800時間（月150時間）、2025年10月～2026年9月を1年間として試算します。

- 1) 10月1日に発効すれば、140,400円（78円×1,800時間）の年収増となっていた。
- 2) 3月1日発効では、5ヵ月間は引上げゼロとなり、残り7ヵ月間では年収増は81,900円（78円×1,050時間）にとどまってしまう。10月1日発効との年収の差は58,500円にもなってしまいます。（10/1～2/28の5ヵ月間のみ働く人は、得られたはずの58,500円を失う。）
- 3) しかも、仮に中賃目安通り63円引上げで10月1日発効とした場合には、年収の増加は113,400円（63円×1,800時間）となるため、78円引上げで3月1日発効は、これより年収で31,500円少なくなってしまう。

これでは、何のための中賃目安の上積みだったのでしょうか。最低賃金の大幅引上げを求める労働者の期待に応える形をとりながら、結果として中賃目安の63円引き上げはやむを得ないが年間の賃金支払額はできる限り抑えたいという使用者側の意向に沿ったものになってしまったのではないのでしょうか。実際、上記のように、78円引上げを3月1日に発効させるのでは、中賃目安通りの63円を10月1日から発効させるより、年間の賃金支払額が約3万円も抑えられることになってしまうのです。

さらに、群馬県と関東1都5県との最低賃金格差についても、3月1日までは格差が縮小するどころか大きく拡大してしまいます。現在、群馬県と関東各都県との最賃額の差は、東京178円、神奈川177円、千葉91円、埼玉93円、茨城20円、栃木19円となっています。これが、今回の最低賃金改定により、本来なら10月からの差額は、東京163円、神奈川162円、千葉77円、埼玉78円、茨城11円、栃木5円に縮まることになるはずでした。しかし、3月1日発効では、格差縮小は5ヵ月先送りされ、他都県での発効日以降2月28日までは、東京241円、神奈川240円、千葉155円、埼玉156円、茨城89円、栃木83円と格差が著しく拡大することになってしまいます。そして、関東7都県では群馬だけが最賃額1,000円未満である状態も来年2月28日まで続くことになるのです。

以上のような問題・労働者への不利益を引き起こす群馬での発効日の先送りは、全国で10月には最賃が上がるという原則を曖昧にし、最低賃金の都道府県格差を拡大させ、最低賃金制度の信頼性を損ないかねないものです。春闘での賃金引き上げをできるだけ早く最低賃金に反映させるためにも、これまでの審議会では10月初めの発効にこだわってきたのではないのでしょうか。昨年、中賃目安50円に34円上積みして84円の引き上げを行った徳島県でも11月1日には発効しています。私たちは、発効日の先送りは最賃制度の重大な形骸化として認めることはできません。例年通り10月初めでの発効を強く求めるものです。このことの重大性については、別添の「特別要請書」からもご理解いただけたと思いますが、全国から多くの心配の声と要望が寄せられていることも付け加えておきます。

地域経済の主役である中小企業・小規模事業所は、円安と物価高騰、さらにトランプ関税の影響により、業種によっては大きな打撃を受けています。これまでも原材料の高騰、低単価の押し付けなどに悩み、消費税増税の負担やインボイス制度導入による負担増、社会保険料の負担等に苦しんできました。労働者の多くが、こうした厳しい状況にあるところで働いています。地域経済の衰退をくい止め、企業と家計の双方に活力を取り戻して、地域での「経済好循環」を生み出すためにも、中小企業支援の拡充は待ったなしの課題です。

政府・県の責任で、中小企業・小規模事業所向けの金融支援の強化、社会保険料負担の軽減など最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、大企業による下請け・中小企業への一方的な低単価設定や、「買ったたき」など不公正な取引を許さない施策の強化が求められます。

ぜひとも、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性について、生産性向上の支援や取引条件の改善をはじめとする適正な価格転嫁対策等、思い切った支援策を速やかに実行するよう、政府・県に対し具体的に求めていただきたいと思います。

もう一つ指摘しておかなければならないことは、「答申に当たっての要望」の4項目目の「現行の審議会方式の廃止」です。これについては、「専門部会 公益代表委員見解」でも何ら触れられていません。答申するのであれば、現行方式のどこにどのような問題があるのか明らかにしたうえで、どのような決定プロセスに改善するのか提示すべきです。具体的な理由も示さず、審議会としていきなり「現行の審議会方式は廃止すること」を要望することはあまりにも乱暴であり、認めることはできません。

私たちは、最低賃金法を改正して全国一律最賃制度とし、ただちに1,500円を実現することを求めています。今回の要望は、これとは別の考えによるものと思われます。審議会では公労使でどのような意見交換がなされたのでしょうか。いきなりの廃止要望は認められず、少なくとも明確な説明を行ったうえで、県内の労働者・労働組合からの意見を聴取することを求めます。

以上のことから、本年度の改定にあたって再度審議していただき、例年通り10月初めでの発効を強く求めるものです。よろしくお願いいたします。

2025年9月5日

群馬労働局長
上野 康博 様

群馬県医療労働組合
執行委員長
前橋市本町3-9-
電話 027-224-4263

2025年度群馬県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8月26日、群馬地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を78円引き上げ、1,063円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

医療・介護分野は、政府の政策の影響を受ける公的産業です。この間の公的価格の抑制、コロナ禍以降の患者数減少、慢性的な人員不足、物価高騰への対応を余儀なくされるなど、医療・介護・福祉の提供体制を維持することが困難な状況に追い込まれています。そのことから、医療・介護事業所は経営的な厳しさを増し、賃金改善はすすまず、一時金の引き下げ回答も増えました。その中においても、私たちは国への働きかけも強め、世論を味方につけながら運動をすすめてきました。

政府は、医療・介護・福祉労働者の賃上げの必要性から、24年の診療報酬と介護報酬改定に24年2.5%、25年2.0%の賃上げ支援策を盛り込みましたが、対象外職種を残し、施設ごとに補助の格差をつけるなど、差別と分断を医療・介護現場に持ち込み、すべてのケア労働者の大幅賃上げと言える内容とはなっていません。それどころか、報酬改定が示した賃上げ率にも届かず、他産業が軒並み5ケタの賃上げが実施されるなかで、医療・介護・福祉労働者の賃上げは置き去りにされ、全産業平均賃金との格差が拡大しています。しかも、地域最賃は隣県に及ばない上、効力発生が令和8年3月1日では、人材確保や育成が進まない状況に変わりはありません。

十分な補償制度もなく、物価高の影響も重なり、とりわけ収入が低く抑えられている非正規雇用労働者のくらしを直撃している中、答申された金額に大幅な上積みをする必要不可欠であり、それは可能と考えます。ついては、今年度の群馬県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

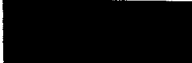
記

1. 全労連と地方組織は、全国で「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、今や時給1700円以上が必要でとなっており、現行の最賃水準では「健康で文化的な最低限度の生活」すら維持できなくなっています。労働者の賃上げによる経済の活性化にもつながらない、一桁足りない目安となっています。
2. 私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が8~9万円以上になる実態があり、全国一律制の実施なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 以上より、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の観点からすれば、最低賃金は、少なくとも時間額1700円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

以上

2025年9月3日

群馬県地方最低賃金審議会
会長 米本 清 殿

全労連・全国一般群馬労働組合
執行委員長 

群馬県最低賃金審議会答申に対する異議申出書

8月26日に答申された群馬県最低賃金額について以下のように異議を申し述べる。

今回の引き上げ額について少なからず問題を呈する。一つは、この間の物価高からみた評価としては到底納得はいかない点。もう一つは、全国格差が縮まらなかった点である。さらにもう一つ、発効日が来年3月1日となる点である。この点では、10月に発効した場合と比較した場合、3万1,500円もの差額が生じる点は極めて遺憾である。

私たちは、この間の最低生計費試算調査に基づく必要額から、一刻も早く、時給額一律1,500円にするための意見書を提出してきた。この意見書は、単に地方最低賃金審議会へ向けての意見というだけでなく、政府に向けての意見でもあり、その実現のため地方自治体や国会議員要請も行ってきた。

コロナ禍以来景気は低迷し、中小・小規模事業者の状況も同様であった。現在は、ある程度の回復状況はあるが、未だに元の景気回復状況とはなっていない中、使用者側の苦渋も理解ができる。

私たち労働組合は、最低賃金を大幅に引き上げるには、中小企業や小規模事業者に対する強力な支援をセットにした施策が必要と言ってきた。この施策は、全国一律1,500円、さらに1,700円を実現するためには必要不可欠な施策であり、地方最低賃金審議会並びに労働局が協力してもっと中央最低賃金審議会や政府に呼びかけるべきと考える。このまま単に最低賃金額が上がり続ければ、地方の中小企業や小規模事業者はいずれ淘汰される運命は逃れられない。大企業だけが儲かる優遇政策はやめるべきである。日本の経済の土台を支えているのは、中小企業や小規模事業者であり、この実情を考えず地方だけで議論をしてゆくことには、限界があり疑問を感じる。

北関東で最低とか最高とかという評価ではなく、生計費を原則とした最低賃金額になるよう努力を求める。さらに来年の春闘の賃上げにも影響するような3月への発効月繰り延べはやめるべきと主張する。

以 上

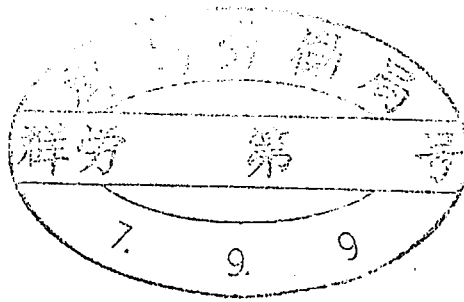
群馬労働局長

~~増田 康弘様~~

上野 康博

群馬地方最低賃金審議会会長

米本 清様



2025 年 9 月 2 日

埼玉県さいたま市南区南本町 1-16-9

フォーラム南浦和 4F

電話番号 048-839-1052

生協労連コープネットグループ労働組合

中央執行委員長

令和 7 年度群馬地方最低賃金の改定決定に関する異議申出書

令和 7 年 8 月 26 日に示された群馬地方最低賃金改正決定(答申)について、現在の情勢の下、最低賃金に求められる水準に比して答申額が低額であることについて、また発効日が約半年も先延ばしにされることについて、次のように異議を申し出ます。

群馬地方最低賃金審議会は 2025 年度の最低賃金の改定決定について、時間給額を 78 円引き上げ 1,063 円とする答申を行いました。この改定額は過去最高額であり、貴審議会の努力として評価するものですが、時間額 1,063 円では人間らしく生き、働くことには厳しい水準と言わざるを得ません。

また、発効日を 3 月 1 日にすることは、群馬県の労働者を二重に貶めることになり、許されるものではありません。第一に、他県は今回の改定で少なくとも 1,000 円を超えるにもかかわらず、群馬県では約半年にわたって 24 年改定額 985 円のままとなり、近隣自治体との拡大された格差が県内労働者に強いられることです。

第二に、今回、過去最高額で答申されましたが、発効日が半年先延ばしされることで、目安額通りに 10 月に発行される金額よりも、労働者が得られる収入が減ってしまいます。これでは、何のための中賃目安の上積みだったのでしょうか。最低賃金の大幅引上げを求める労働者の期待に応える形をとりながら、結果として中賃目安の 63 円引き上げはやむを得ないが年間の賃金支払額はできる限り抑えたいという使用者側の意向に沿ったものになってしまったのではないのでしょうか。

私たちは、発効日の先送りは最賃制度の重大な形骸化として認めることはできません。例年通り、10 月初めでの発効を強く求めるものです。

以上

2025年9月9日

群馬労働局長
上野 康博 殿
群馬地方最低賃金審議会
会長 米本 清 殿

全国一般労働組合全国協議会
中央執行委員長
北関東ユニオンネットワーク共同代表
交通ユニオン執行委員長

群馬地方最低賃金の遅すぎる発効日に抗議し、再考を求めます

8月26日に群馬地方最低賃金審議会から、「時間額を1063円に引き上げること（78円の引上げ）が適当である。」という答申が行われました。答申文別紙ではその効力発生の日を令和8年3月1日としています。

最賃近傍の低賃金で働く労働者にとってこの間の物価高騰、とりわけ食料品の高騰は生活を直撃し、最低賃金の日も早い引き上げが求められています。そのような現状の中で、従来の10月発効を大幅に遅らせる3月1日発効は約半年にわたって低賃金労働者に生活苦を強いるものであり容認できません。強く抗議します。

また、他の地方最低賃金が軒並み1000円以上になる中で半年にわたって985円の最低賃金が続くことで、人口流出に拍車がかかり、人手不足はさらに深刻になることが予測されます。群馬県の企業経営者にとっても大きな問題ではないでしょうか。

今年は中央最低賃金審議会の審議が遅れ、全国的に地方審議会の答申も影響を受けています。石破政権の「2020年代に1500円」という政策目標との関係でも、78円の引き上げは決して十分ではありませんが、大幅な引き上げが求められることは当然に予測されていたことです。にもかかわらず「相当の準備期間が必要」という理由で発効日を遅らせることは、一方的に労働者に不利益を押し付けるものです。大幅な引き上げを実現するために必要な措置を行うことは、本来、政策目標を掲げた政府の責任ではないですか。労働者につけを回すのはとんでもないことです。「78円の引上げ」も、来年3月の発効では実質的に12ヶ月分の7ヶ月しか適用されず、45.5円の引上げと同じことです。目安額を大幅に下回る数字です。

10月から賃金が上がることを期待する最賃近傍の低賃金で働く多数の労働者は生活の目途を失います。最低賃金はいまや生存権そのものにかかわるものです。2021年以来、物価は上がり続け、実質賃金は下がり続けています。生活のゆとりがない低賃金労働者はまさに生活を削り、食費を削りかろうじて生存を維持する状況に陥っています。一日も早い最低賃金引き上げを強く望んでいます。地方審議会の答申が遅れたと言っても、速やかに手続きを行えば、8週間後には発効できるはずで、遅くとも10月中の発効を実現できるよう再考を求めます。

2025年9月 日

群馬労働局長 上野 康博 殿

群馬地方最低賃金審議会 会長 米本 清 殿

群馬地方最低賃金の遅すぎる発効日に抗議し、再考を求めます。

8月26日に群馬地方最低賃金審議会から、「時間額を1063円に引き上げること（78円の引上げ）が適当である。」という答申が行われました。答申文別紙ではその効力発生の日を令和8年3月1日としています。

最賃近傍の低賃金で働く労働者にとってこの間の物価高騰、とりわけ食料品の高騰は生活を直撃し、最低賃金の日も早い引き上げが求められています。そのような現状の中で、従来の10月発効を大幅に遅らせる3月1日発効は約半年にわたって低賃金労働者に生活苦を強いるものであり容認できません。強く抗議します。

また、他の地方最低賃金が軒並み1000円以上になる中で半年にわたって985円の最低賃金が続くことで、人口流出に拍車がかかり、人手不足はさらに深刻になることが予測されます。群馬県の企業経営者にとっても大きな問題ではないでしょうか。

今年は中央最低賃金審議会の審議が遅れ、全国的に地方審議会の答申も影響を受けています。石破政権の「2020年代に1500円」という政策目標との関係でも、78円の引き上げは決して十分ではありませんが、大幅な引き上げが求められることは当然に予測されていたことです。にもかかわらず「相当の準備期間が必要」という理由で発効日を遅らせることは、一方的に労働者に不利益を押し付けるものです。大幅な引き上げを実現するために必要な措置を行うことは、本来、政策目標を掲げた政府の責任ではないですか。労働者につけを回すのはとんでもないことです。「78円の引上げ」も、来年3月の発効では実質的に12ヶ月分の7ヶ月しか適用されず、45.5円の引上げと同じことです。目安額を大幅に下回る数字です。

10月から賃金が上がることを期待する最賃近傍の低賃金で働く多数の労働者は生活の目途を失います。最低賃金はいまや生存権そのものにかかわるものです。2021年以来、物価は上がり続け、実質賃金は下がり続けています。生活のゆとりがない低賃金労働者はまさに生活を削り、食費を削りかろうじて生存を維持する状況に陥っています。一日も早い最低賃金引き上げを強く望んでいます。地方審議会の答申が遅れたと言っても、速やかに手続きを行えば、8週間後には発効できるはずで、遅くとも10月中の発効を実現できるよう再考を求めます。

団体名 全労協全国一般東京労働組合

代表者名 執行委員長

2025年9月6日

群馬労働局長 上野 康博 殿

群馬地方最低賃金審議会 会長 米本 清 殿

群馬地方最低賃金の遅すぎる発効日に抗議し、再考を求めます。

8月26日に群馬地方最低賃金審議会から、「時間額を1063円に引き上げること（78円の引上げ）が適当である。」という答申が行われました。答申文別紙ではその効力発生の日を令和8年3月1日としています。

最賃近傍の低賃金で働く労働者にとってこの間の物価高騰、とりわけ食料品の高騰は生活を直撃し、最低賃金の日も早い引き上げが求められています。そのような現状の中で、従来の10月発効を大幅に遅らせる3月1日発効は約半年にわたって低賃金労働者に生活苦を強いるものであり容認できません。強く抗議します。

また、他の地方最低賃金が軒並み1000円以上になる中で半年にわたって985円の最低賃金が続くことで、人口流出に拍車がかかり、人手不足はさらに深刻になることが予測されます。群馬県の企業経営者にとっても大きな問題ではないでしょうか。

今年は中央最低賃金審議会の審議が遅れ、全国的に地方審議会の答申も影響を受けています。石破政権の「2020年代に1500円」という政策目標との関係でも、78円の引き上げは決して十分ではありませんが、大幅な引き上げが求められることは当然に予測されていたことです。にもかかわらず「相当の準備期間が必要」という理由で発効日を遅らせることは、一方的に労働者に不利益を押し付けるものです。大幅な引き上げを実現するために必要な措置を行うことは、本来、政策目標を掲げた政府の責任ではないですか。労働者につけを回すのはとんでもないことです。「78円の引上げ」も、来年3月の発効では実質的に12ヶ月分の7ヶ月しか適用されず、45.5円の引上げと同じことです。目安額を大幅に下回る数字です。

10月から賃金上がることを期待する最賃近傍の低賃金で働く多数の労働者は生活の目途を失います。最低賃金はいまや生存権そのものにかかわるものです。2021年以来、物価は上がり続け、実質賃金は下がり続けています。生活のゆとりがない低賃金労働者はまさに生活を削り、食費を削りかろうじて生存を維持する状況に陥っています。一日も早い最低賃金引き上げを強く望んでいます。地方審議会の答申が遅れたと言っても、速やかに手続きを行えば、8週間後には発効できるはずで、遅くとも10月中の発効を実現できるよう再考を求めます。

団体名

全国一般労働組合東京南

〒105-0014 東京都港区芝2-8-3

代表者名

KITAハイム芝

TEL03-6453-7858 FAX03-6453-78

2025年9月3日

群馬労働局長 上野 康博 殿

群馬地方最低賃金審議会 会長 米本 清 殿

群馬地方最低賃金の遅すぎる発効日に抗議し、再考を求めます。

8月26日に群馬地方最低賃金審議会から、「時間額を1063円に引き上げること（78円の引上げ）が適当である。」という答申が行われました。答申文別紙ではその効力発生の日を令和8年3月1日としています。

最賃近傍の低賃金で働く労働者にとってこの間の物価高騰、とりわけ食料品の高騰は生活を直撃し、最低賃金の日も早い引き上げが求められています。そのような現状の中で、従来の10月発効を大幅に遅らせる3月1日発効は約半年にわたって低賃金労働者に生活苦を強いるものであり容認できません。強く抗議します。

また、他の地方最低賃金が軒並み1000円以上になる中で半年にわたって985円の最低賃金が続くことで、人口流出に拍車がかかり、人手不足はさらに深刻になることが予測されます。群馬県の企業経営者にとっても大きな問題ではないでしょうか。

今年は中央最低賃金審議会の審議が遅れ、全国的に地方審議会の答申も影響を受けています。石破政権の「2020年代に1500円」という政策目標との関係でも、78円の引き上げは決して十分ではありませんが、大幅な引き上げが求められることは当然に予測されていたことです。にもかかわらず「相当の準備期間が必要」という理由で発効日を遅らせることは、一方的に労働者に不利益を押し付けるものです。大幅な引き上げを実現するために必要な措置を行うことは、本来、政策目標に掲げた政府の責任ではないですか。労働者につけを回すのはとんでもないことです。「78円の引上げ」も、来年3月の発効では実質的に12ヶ月分の7ヶ月しか適用されず、45.5円の引上げと同じことです。目安額を大幅に下回る数字です。

10月から賃金が上がることを期待する最賃近傍の低賃金で働く多数の労働者は生活の目途を失います。最低賃金はいまや生存権そのものにかかわるものです。2021年以来、物価は上がり続け、実質賃金は下がり続けています。生活のゆとりがない低賃金労働者はまさに生活を削り、食費を削りかろうじて生存を維持する状況に陥っています。一日も早い最低賃金引き上げを強く望んでいます。地方審議会の答申が遅れたと言っても、速やかに手続きを行えば、8週間後には発効できるはずです。遅くとも10月中の発効を実現できるよう再考を求めます。

団体名

全国一般労働組合全国協議会 神奈川

代表者名

執行委員長

2025年9月5日

群馬労働局長 上野 康博 殿

群馬地方最低賃金審議会 会長 米本 清 殿

群馬地方最低賃金の遅すぎる発効日に抗議し、再考を求めます。

8月26日に群馬地方最低賃金審議会から、「時間額を1063円に引き上げること（78円の引上げ）が適当である。」という答申が行われました。答申文別紙ではその効力発生の日を令和8年3月1日としています。

最賃近傍の低賃金で働く労働者にとってこの間の物価高騰、とりわけ食料品の高騰は生活を直撃し、最低賃金の日も早い引き上げが求められています。そのような現状の中で、従来の10月発効を大幅に遅らせる3月1日発効は約半年にわたって低賃金労働者に生活苦を強いるものであり容認できません。強く抗議します。

また、他の地方最低賃金が軒並み1000円以上になる中で半年にわたって985円の最低賃金が続くことで、人口流出に拍車がかかり、人手不足はさらに深刻になることが予測されます。群馬県の企業経営者にとっても大きな問題ではないでしょうか。

今年は中央最低賃金審議会の審議が遅れ、全国的に地方審議会の答申も影響を受けています。石破政権の「2020年代に1500円」という政策目標との関係でも、78円の引き上げは決して十分ではありませんが、大幅な引き上げが求められることは当然に予測されていたことです。にもかかわらず「相当の準備期間が必要」という理由で発効日を遅らせることは、一方的に労働者に不利益を押し付けるものです。大幅な引き上げを実現するために必要な措置を行うことは、本来、政策目標を掲げた政府の責任ではないですか。労働者につけを回すのはとんでもないことです。「78円の引上げ」も、来年3月の発効では実質的に12ヶ月分の7ヶ月しか適用されず、45、5円の引上げと同じことです。目安額を大幅に下回る数字です。

10月から賃金が上がることを期待する最賃近傍の低賃金で働く多数の労働者は生活の目途を失います。最低賃金はいまや生存権そのものにかかわるものです。2021年以来、物価は上がり続け、実質賃金は下がり続けています。生活のゆとりがない低賃金労働者はまさに生活を削り、食費を削りかろうじて生存を維持する状況に陥っています。一日も早い最低賃金引き上げを強く望んでいます。地方審議会の答申が遅れたと言っても、速やかに手続きを行えば、8週間後には発効できるはずです。遅くとも10月中の発効を実現できるよう再考を求めます。

団体名 静岡県労働組合共闘会議

代表者名 代表幹事



2025年9月3日

群馬労働局長 上野 康博 殿

群馬地方最低賃金審議会 会長 米本 清 殿

群馬地方最低賃金の遅すぎる発効日に抗議し、再考を求めます。

8月26日に群馬地方最低賃金審議会から、「時間額を1063円に引き上げること（78円の引上げ）が適当である。」という答申が行われました。答申文別紙ではその効力発生の日を令和8年3月1日としています。

最賃近傍の低賃金で働く労働者にとってこの間の物価高騰、とりわけ食料品の高騰は生活を直撃し、最低賃金の日も早い引き上げが求められています。そのような現状の中で、従来の10月発効を大幅に遅らせる3月1日発効は約半年にわたって低賃金労働者に生活苦を強いるものであり容認できません。強く抗議します。

また、他の地方最低賃金が軒並み1000円以上になる中で半年にわたって985円の最低賃金が続くことで、人口流出に拍車がかかり、人手不足はさらに深刻になることが予測されます。群馬県の企業経営者にとっても大きな問題ではないでしょうか。

今年は中央最低賃金審議会の審議が遅れ、全国的に地方審議会の答申も影響を受けています。石破政権の「2020年代に1500円」という政策目標との関係でも、78円の引き上げは決して十分ではありませんが、大幅な引き上げが求められることは当然に予測されていたことです。にもかかわらず「相当の準備期間が必要」という理由で発効日を遅らせることは、一方的に労働者に不利益を押し付けるものです。大幅な引き上げを実現するために必要な措置を行うことは、本来、政策目標を掲げた政府の責任ではないですか。労働者につけ回すのはとんでもないことです。「78円の引上げ」も、来年3月の発効では実質的に12ヶ月分の7ヶ月しか適用されず、4.5、5円の引上げと同じことです。目安額を大幅に下回る数字です。

10月から賃金上がることを期待する最賃近傍の低賃金で働く多数の労働者は生活の目途を失います。最低賃金はいまや生存権そのものにかかわるものです。2021年以来、物価は上がり続け、実質賃金は下がり続けています。生活のゆとりがない低賃金労働者はまさに生活を削り、食費を削りかろうじて生存を維持する状況に陥っています。一日も早い最低賃金引き上げを強く望んでいます。地方審議会の答申が遅れたと言っても、速やかに手続きを行えば、8週間後には発効できるはずで、遅くとも10月中の発効を実現できるよう再考を求めます。

団体名 ユニオンネットワーク・京都

代表者名

事務局長

2025年9月3日

群馬労働局長 上野 康博 殿

群馬地方最低賃金審議会 会長 米本 清 殿

群馬地方最低賃金の遅すぎる発効日に抗議し、再考を求めます。

8月26日に群馬地方最低賃金審議会から、「時間額を1063円に引き上げること（78円の引上げ）が適当である。」という答申が行われました。答申文別紙ではその効力発生の日を令和8年3月1日としています。

最賃近傍の低賃金で働く労働者にとってこの間の物価高騰、とりわけ食料品の高騰は生活を直撃し、最低賃金の日も早い引き上げが求められています。そのような現状の中で、従来の10月発効を大幅に遅らせる3月1日発効は約半年にわたって低賃金労働者に生活苦を強いるものであり容認できません。強く抗議します。

また、他の地方最低賃金が軒並み1000円以上になる中で半年にわたって985円の最低賃金が続くことで、人口流出に拍車がかかり、人手不足はさらに深刻になることが予測されます。群馬県の企業経営者にとっても大きな問題ではないでしょうか。

今年は中央最低賃金審議会の審議が遅れ、全国的に地方審議会の答申も影響を受けています。石破政権の「2020年代に1500円」という政策目標との関係でも、78円の引き上げは決して十分ではありませんが、大幅な引き上げが求められることは当然に予測されていたことです。にもかかわらず「相当の準備期間が必要」という理由で発効日を遅らせることは、一方的に労働者に不利益を押し付けるものです。大幅な引き上げを実現するために必要な措置を行うことは、本来、政策目標に掲げた政府の責任ではないですか。労働者につけを回すのはとんでもないことです。「78円の引上げ」も、来年3月の発効では実質的に12ヶ月分の7ヶ月しか適用されず、45、5円の引上げと同じことです。目安額を大幅に下回る数字です。

10月から賃金が上がることを期待する最賃近傍の低賃金で働く多数の労働者は生活の目途を失います。最低賃金はいまや生存権そのものにかかわるものです。2021年以来、物価は上がり続け、実質賃金は下がり続けています。生活のゆとりがない低賃金労働者はまさに生活を削り、食費を削りかろうじて生存を維持する状況に陥っています。一日も早い最低賃金引き上げを強く望んでいます。地方審議会の答申が遅れたと言っても、速やかに手続きを行えば、8週間後には発効できるはずで、遅くとも10月中の発効を実現できるよう再考を求めます。

団体名

きょうとユニオン

代表者名

執行委員長

2025年9月1日

群馬労働局長 上野 康博 殿

群馬地方最低賃金審議会 会長 米本 清 殿

群馬地方最低賃金の遅すぎる発効日に抗議し、再考を求めます。

8月26日に群馬地方最低賃金審議会から、「時間額を1063円に引き上げること（78円の引上げ）が適当である。」という答申が行われました。答申文別紙ではその効力発生の日を令和8年3月1日としています。

最賃近傍の低賃金で働く労働者にとってこの間の物価高騰、とりわけ食料品の高騰は生活を直撃し、最低賃金の日も早い引き上げが求められています。そのような現状の中で、従来の10月発効を大幅に遅らせる3月1日発効は約半年にわたって低賃金労働者に生活苦を強いるものであり容認できません。強く抗議します。

また、他の地方最低賃金が軒並み1000円以上になる中で半年にわたって985円の最低賃金が続くことで、人口流出に拍車がかかり、人手不足はさらに深刻になることが予測されます。群馬県の企業経営者にとっても大きな問題ではないでしょうか。

今年は中央最低賃金審議会の審議が遅れ、全国的に地方審議会の答申も影響を受けています。石破政権の「2020年代に1500円」という政策目標との関係でも、78円の引き上げは決して十分ではありませんが、大幅な引き上げが求められることは当然に予測されていたことです。にもかかわらず「相当の準備期間が必要」という理由で発効日を遅らせることは、一方的に労働者に不利益を押し付けるものです。大幅な引き上げを実現するために必要な措置を行うことは、本来、政策目標に掲げた政府の責任ではないですか。労働者につけを回すのはとんでもないことです。「78円の引上げ」も、来年3月の発効では実質的に12ヶ月分の7ヶ月しか適用されず、45.5円の引上げと同じことです。目安額を大幅に下回る数字です。

10月から賃金が上がることを期待する最賃近傍の低賃金で働く多数の労働者は生活の目途を失います。最低賃金はいまや生存権そのものにかかわるものです。2021年以来、物価は上がり続け、実質賃金は下がり続けています。生活のゆとりがない低賃金労働者はまさに生活を削り、食費を削りかろうじて生存を維持する状況に陥っています。一日も早い最低賃金引き上げを強く望んでいます。地方審議会の答申が遅れたと言っても、速やかに手続きを行えば、8週間後には発効できるはずです。遅くとも10月中の発効を実現できるよう再考を求めます。

団体名 ゼネラルユニ

代表者名 委員長

2025年9月/日

群馬労働局長 上野 康博 殿

群馬地方最低賃金審議会 会長 米本 清 殿

群馬地方最低賃金の遅すぎる発効日に抗議し、再考を求めます。

8月26日に群馬地方最低賃金審議会から、「時間額を1063円に引き上げること（78円の引上げ）が適当である。」という答申が行われました。答申文別紙ではその効力発生の日を令和8年3月1日としています。

最賃近傍の低賃金で働く労働者にとってこの間の物価高騰、とりわけ食料品の高騰は生活を直撃し、最低賃金の一日も早い引き上げが求められています。そのような現状の中で、従来の10月発効を大幅に遅らせる3月1日発効は約半年にわたって低賃金労働者に生活苦を強いるものであり容認できません。強く抗議します。

また、他の地方最低賃金が軒並み1000円以上になる中で半年にわたって985円の最低賃金が続くことで、人口流出に拍車がかかり、人手不足はさらに深刻になることが予測されます。群馬県の企業経営者にとっても大きな問題ではないでしょうか。

今年は中央最低賃金審議会の審議が遅れ、全国的に地方審議会の答申も影響を受けています。石破政権の「2020年代に1500円」という政策目標との関係でも、78円の引き上げは決して十分ではありませんが、大幅な引き上げが求められることは当然に予測されていたことです。にもかかわらず「相当の準備期間が必要」という理由で発効日を遅らせることは、一方的に労働者に不利益を押し付けるものです。大幅な引き上げを実現するために必要な措置を行うことは、本来、政策目標を掲げた政府の責任ではないですか。労働者につけを回すのはとんでもないことです。「78円の引上げ」も、来年3月の発効では実質的に12ヶ月分の7ヶ月しか適用されず、45.5円の引上げと同じことです。目安額を大幅に下回る数字です。

10月から賃金が上がることを期待する最賃近傍の低賃金で働く多数の労働者は生活の目途を失います。最低賃金はいまや生存権そのものにかかわるものです。2021年以来、物価は上がり続け、実質賃金は下がり続けています。生活のゆとりがない低賃金労働者はまさに生活を削り、食費を削りかろうじて生存を維持する状況に陥っています。一日も早い最低賃金引き上げを強く望んでいます。地方審議会の答申が遅れたと言っても、速やかに手続きを行えば、8週間後には発効できるはずで、遅くとも10月中の発効を実現できるよう再考を求めます。

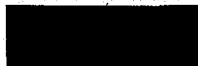
団体名

〒601-8003 京都市南区東九条西山王町7

代表者名

自立労働組合連合

中央執行委員長



2025年9月5日

群馬労働局長 上野 康博 殿

群馬地方最低賃金審議会 会長 米本 清 殿

群馬地方最低賃金の遅すぎる発効日に抗議し、再考を求めます。

8月26日に群馬地方最低賃金審議会から、「時間額を1063円に引き上げること（78円の引上げ）が適当である。」という答申が行われました。答申文別紙ではその効力発生の日を令和8年3月1日としています。

最賃近傍の低賃金で働く労働者にとってこの間の物価高騰、とりわけ食料品の高騰は生活を直撃し、最低賃金の日も早い引き上げが求められています。そのような現状の中で、従来の10月発効を大幅に遅らせる3月1日発効は約半年にわたって低賃金労働者に生活苦を強いるものであり容認できません。強く抗議します。

また、他の地方最低賃金が軒並み1000円以上になる中で半年にわたって985円の最低賃金が続くことで、人口流出に拍車がかかり、人手不足はさらに深刻になることが予測されます。群馬県の企業経営者にとっても大きな問題ではないでしょうか。

今年は中央最低賃金審議会の審議が遅れ、全国的に地方審議会の答申も影響を受けています。石破政権の「2020年代に1500円」という政策目標との関係でも、78円の引き上げは決して十分ではありませんが、大幅な引き上げが求められることは当然に予測されていたことです。にもかかわらず「相当の準備期間が必要」という理由で発効日を遅らせることは、一方的に労働者に不利益を押し付けるものです。大幅な引き上げを実現するために必要な措置を行うことは、本来、政策目標を掲げた政府の責任ではないですか。労働者につけを回すのはとんでもないことです。「78円の引上げ」も、来年3月の発効では実質的に12ヶ月分の7ヶ月しか適用されず、45.5円の引上げと同じことです。目安額を大幅に下回る数字です。

10月から賃金上がることを期待する最賃近傍の低賃金で働く多数の労働者は生活の目途を失います。最低賃金はいまや生存権そのものにかかわるものです。2021年以来、物価は上がり続け、実質賃金は下がり続けています。生活のゆとりがない低賃金労働者はまさに生活を削り、食費を削りかろうじて生存を維持する状況に陥っています。一日も早い最低賃金引き上げを強く望んでいます。地方審議会の答申が遅れたと言っても、速やかに手続きを行えば、8週間後には発効できるはずです。遅くとも10月中の発効を実現できるよう再考を求めます。

団体名 山口連帯労働組合

代表者名



2025年9月5日

群馬労働局長 上野 康博 殿

群馬地方最低賃金審議会 会長 米本 清 殿

群馬地方最低賃金の遅すぎる発効日に抗議し、再考を求めます。

8月26日に群馬地方最低賃金審議会から、「時間額を1063円に引き上げること（78円の引上げ）が適当である。」という答申が行われました。答申文別紙ではその効力発生の日を令和8年3月1日としています。

最賃近傍の低賃金で働く労働者にとってこの間の物価高騰、とりわけ食料品の高騰は生活を直撃し、最低賃金の日も早い引き上げが求められています。そのような現状の中で、従来の10月発効を大幅に遅らせる3月1日発効は約半年にわたって低賃金労働者に生活苦を強いるものであり容認できません。強く抗議します。

また、他の地方最低賃金が軒並み1000円以上になる中で半年にわたって985円の最低賃金が続くことで、人口流出に拍車がかかり、人手不足はさらに深刻になることが予測されます。群馬県の企業経営者にとっても大きな問題ではないでしょうか。

今年は中央最低賃金審議会の審議が遅れ、全国的に地方審議会の答申も影響を受けています。石破政権の「2020年代に1500円」という政策目標との関係でも、78円の引き上げは決して十分ではありませんが、大幅な引き上げが求められることは当然に予測されていたことです。にもかかわらず「相当の準備期間が必要」という理由で発効日を遅らせることは、一方的に労働者に不利益を押し付けるものです。大幅な引き上げを実現するために必要な措置を行うことは、本来、政策目標を掲げた政府の責任ではないですか。労働者につけを回すのはとんでもないことです。「78円の引上げ」も、来年3月の発効では実質的に12ヶ月分の7ヶ月しか適用されず、45.5円の引上げと同じことです。目安額を大幅に下回る数字です。

10月から賃金が上がることを期待する最賃近傍の低賃金で働く多数の労働者は生活の目途を失います。最低賃金はいまや生存権そのものにかかわるものです。2021年以来、物価は上がり続け、実質賃金は下がり続けています。生活のゆとりがない低賃金労働者はまさに生活を削り、食費を削りかろうじて生存を維持する状況に陥っています。一日も早い最低賃金引き上げを強く望んでいます。地方審議会の答申が遅れたと言っても、速やかに手続きを行えば、8週間後には発効できるはずで、遅くとも10月中の発効を実現できるよう再考を求めます。

団体名

大鵬薬品工業労働組合

代表者名

執行委員長

2025年9月/日

群馬労働局長 上野 康博 殿

群馬地方最低賃金審議会 会長 米本 清 殿

群馬地方最低賃金の遅すぎる発効日に抗議し、再考を求めます。

8月26日に群馬地方最低賃金審議会から、「時間額を1063円に引き上げること（78円の引上げ）が適当である。」という答申が行われました。答申文別紙ではその効力発生の日を令和8年3月1日としています。

最賃近傍の低賃金で働く労働者にとってこの間の物価高騰、とりわけ食料品の高騰は生活を直撃し、最低賃金の日も早い引き上げが求められています。そのような現状の中で、従来の10月発効を大幅に遅らせる3月1日発効は約半年にわたって低賃金労働者に生活苦を強いるものであり容認できません。強く抗議します。

また、他の地方最低賃金が軒並み1000円以上になる中で半年にわたって985円の最低賃金が続くことで、人口流出に拍車がかかり、人手不足はさらに深刻になることが予測されます。群馬県の企業経営者にとっても大きな問題ではないでしょうか。

今年は中央最低賃金審議会の審議が遅れ、全国的に地方審議会の答申も影響を受けています。石破政権の「2020年代に1500円」という政策目標との関係でも、78円の引き上げは決して十分ではありませんが、大幅な引き上げが求められることは当然に予測されていたことです。にもかかわらず「相当の準備期間が必要」という理由で発効日を遅らせることは、一方的に労働者に不利益を押し付けるものです。大幅な引き上げを実現するために必要な措置を行うことは、本来、政策目標を掲げた政府の責任ではないですか。労働者につけを回すのはとんでもないことです。「78円の引上げ」も、来年3月の発効では実質的に12ヶ月分の7ヶ月しか適用されず、45.5円の引上げと同じことです。目安額を大幅に下回る数字です。

10月から賃金上がることを期待する最賃近傍の低賃金で働く多数の労働者は生活の目途を失います。最低賃金はいまや生存権そのものにかかわるものです。2021年以来、物価は上がり続け、実質賃金は下がり続けています。生活のゆとりがない低賃金労働者はまさに生活を削り、食費を削りかろうじて生存を維持する状況に陥っています。一日も早い最低賃金引き上げを強く望んでいます。地方審議会の答申が遅れたと言っても、速やかに手続きを行えば、8週間後には発効できるはずで、遅くとも10月中の発効を実現できるよう再考を求めます。

団体名

北九州市小倉北区真鍋1-7-7 井ビル11F
全国一般労働組合全国協議会
北九州合同労働組合(ユニオン北九州)

代表者名

執行委員長

2025年9月6日

群馬労働局長 上野 康博 殿

群馬地方最低賃金審議会 会長 米本 清 殿

群馬地方最低賃金の遅すぎる発効日に抗議し、再考を求めます。

8月26日に群馬地方最低賃金審議会から、「時間額を1063円に引き上げること（78円の引上げ）が適当である。」という答申が行われました。答申文別紙ではその効力発生の日を令和8年3月1日としています。

最賃近傍の低賃金で働く労働者にとってこの間の物価高騰、とりわけ食料品の高騰は生活を直撃し、最低賃金の日も早い引き上げが求められています。そのような現状の中で、従来の10月発効を大幅に遅らせる3月1日発効は約半年にわたって低賃金労働者に生活苦を強いるものであり容認できません。強く抗議します。

また、他の地方最低賃金が軒並み1000円以上になる中で半年にわたって985円の最低賃金が続くことで、人口流出に拍車がかかり、人手不足はさらに深刻になることが予測されます。群馬県の企業経営者にとっても大きな問題ではないでしょうか。

今年は中央最低賃金審議会の審議が遅れ、全国的に地方審議会の答申も影響を受けています。石破政権の「2020年代に1500円」という政策目標との関係でも、78円の引き上げは決して十分ではありませんが、大幅な引き上げが求められることは当然に予測されていたことです。にもかかわらず「相当の準備期間が必要」という理由で発効日を遅らせることは、一方的に労働者に不利益を押し付けるものです。大幅な引き上げを実現するために必要な措置を行うことは、本来、政策目標に掲げた政府の責任ではないですか。労働者につけを回すのはとんでもないことです。「78円の引上げ」も、来年3月の発効では実質的に12ヶ月分の7ヶ月しか適用されず、45.5円の引上げと同じことです。目安額を大幅に下回る数字です。

10月から賃金が上がることを期待する最賃近傍の低賃金で働く多数の労働者は生活の目途を失います。最低賃金はいまや生存権そのものにかかわるものです。2021年以来、物価は上がり続け、実質賃金は下がり続けています。生活のゆとりがない低賃金労働者はまさに生活を削り、食費を削りかろうじて生存を維持する状況に陥っています。一日も早い最低賃金引き上げを強く望んでいます。地方審議会の答申が遅れたと言っても、速やかに手続きを行えば、8週間後には発効できるはずです。遅くとも10月中の発効を実現できるよう再考を求めます。

団体名

東京統一管理職ユニオ

代表者名

執行委員長

2025年9月4日

群馬労働局長 上野 康博 殿

群馬地方最低賃金審議会 会長 米本 清 殿

群馬地方最低賃金の遅すぎる発効日に抗議し、再考を求めます

8月26日に群馬地方最低賃金審議会から、「時間額を1063円に引き上げること（78円の引上げ）が適当である。」という答申が行われました。答申文別紙ではその効力発生の日を令和8年3月1日としています。

最賃近傍の低賃金で働く労働者にとってこの間の物価高騰、とりわけ食料品の高騰は生活を直撃し、最低賃金の日も早い引き上げが求められています。そのような現状の中で、従来の10月発効を大幅に遅らせる3月1日発効は約半年にわたって低賃金労働者に生活苦を強いるものであり容認できません。強く抗議します。

また、他の地方最低賃金が軒並み1000円以上になる中で半年にわたって985円の最低賃金が続くことで、人口流出に拍車がかかり、人手不足はさらに深刻になることが予測されます。群馬県の企業経営者にとっても大きな問題ではないでしょうか。

今年は中央最低賃金審議会の審議が遅れ、全国的に地方審議会の答申も影響を受けています。石破政権の「2020年代に1500円」という政策目標との関係でも、78円の引き上げは決して十分ではありませんが、大幅な引き上げが求められることは当然に予測されていたことです。にもかかわらず「相当の準備期間が必要」という理由で発効日を遅らせることは、一方的に労働者に不利益を押し付けるものです。大幅な引き上げを実現するために必要な措置を行うことは、本来、政策目標を掲げた政府の責任ではないですか。労働者につけを回すのはとんでもないことです。「78円の引上げ」も、来年3月の発効では実質的に12ヶ月分の7ヶ月しか適用されず、45.5円の引上げと同じことです。目安額を大幅に下回る数字です。

10月から賃金が上がることを期待する最賃近傍の低賃金で働く多数の労働者は生活の目途を失います。最低賃金はいまや生存権そのものにかかわるものです。2021年以来、物価は上がり続け、実質賃金は下がり続けています。生活のゆとりがない低賃金労働者はまさに生活を削り、食費を削りかろうじて生存を維持する状況に陥っています。一日も早い最低賃金引き上げを強く望んでいます。地方審議会の答申が遅れたと言っても、速やかに手続きを行えば、8週間後には発効できるはずです。遅くとも10月中の発効を実現できるよう再考を求めます。

団体名

レイン・ユニオン

代表者名

代表



2025年9月7日

群馬労働局長 上野 康博 殿

群馬地方最低賃金審議会 会長 米本 清 殿

群馬地方最低賃金の遅すぎる発効日に抗議し、再考を求めます。

8月26日に群馬地方最低賃金審議会から、「時間額を1063円に引き上げること（78円の引上げ）が適当である。」という答申が行われました。答申文別紙ではその効力発生の日を令和8年3月1日としています。

最賃近傍の低賃金で働く労働者にとってこの間の物価高騰、とりわけ食料品の高騰は生活を直撃し、最低賃金の日も早い引き上げが求められています。そのような現状の中で、従来の10月発効を大幅に遅らせる3月1日発効は約半年にわたって低賃金労働者に生活苦を強いるものであり容認できません。強く抗議します。

また、他の地方最低賃金が軒並み1000円以上になる中で半年にわたって985円の最低賃金が続くことで、人口流出に拍車がかかり、人手不足はさらに深刻になることが予測されます。群馬県の企業経営者にとっても大きな問題ではないでしょうか。

今年は中央最低賃金審議会の審議が遅れ、全国的に地方審議会の答申も影響を受けています。石破政権の「2020年代に1500円」という政策目標との関係でも、78円の引き上げは決して十分ではありませんが、大幅な引き上げが求められることは当然に予測されていたことです。にもかかわらず「相当の準備期間が必要」という理由で発効日を遅らせることは、一方的に労働者に不利益を押し付けるものです。大幅な引き上げを実現するために必要な措置を行うことは、本来、政策目標に掲げた政府の責任ではないですか。労働者につけ回すのはとんでもないことです。「78円の引上げ」も、来年3月の発効では実質的に12ヶ月分の7ヶ月しか適用されず、45、5円の引上げと同じことです。目安額を大幅に下回る数字です。

10月から賃金が上がることを期待する最賃近傍の低賃金で働く多数の労働者は生活の目途を失います。最低賃金はいまや生存権そのものにかかわるものです。2021年以来、物価は上がり続け、実質賃金は下がり続けています。生活のゆとりがない低賃金労働者はまさに生活を削り、食費を削りかろうじて生存を維持する状況に陥っています。一日も早い最低賃金引き上げを強く望んでいます。地方審議会の答申が遅れたと言っても、速やかに手続きを行えば、8週間後には発効できるはずで、遅くとも10月中の発効を実現できるよう再考を求めます。

団体名 福山ユニオンたんぽぽ

代表者名 執行委員長

2025年9月 日

群馬労働局長 上野 康博 殿

群馬地方最低賃金審議会 会長 米本 清 殿

群馬地方最低賃金の遅すぎる発効日に抗議し、再考を求めます。

8月26日に群馬地方最低賃金審議会から、「時間額を1063円に引き上げること（78円の引上げ）が適当である。」という答申が行われました。答申文別紙ではその効力発生の日を令和8年3月1日としています。

最賃近傍の低賃金で働く労働者にとってこの間の物価高騰、とりわけ食料品の高騰は生活を直撃し、最低賃金の日も早い引き上げが求められています。そのような現状の中で、従来の10月発効を大幅に遅らせる3月1日発効は約半年にわたって低賃金労働者に生活苦を強いるものであり容認できません。強く抗議します。

また、他の地方最低賃金が軒並み1000円以上になる中で半年にわたって985円の最低賃金が続くことで、人口流出に拍車がかかり、人手不足はさらに深刻になることが予測されます。群馬県の企業経営者にとっても大きな問題ではないでしょうか。

今年は中央最低賃金審議会の審議が遅れ、全国的に地方審議会の答申も影響を受けています。石破政権の「2020年代に1500円」という政策目標との関係でも、78円の引き上げは決して十分ではありませんが、大幅な引き上げが求められることは当然に予測されていたことです。にもかかわらず「相当の準備期間が必要」という理由で発効日を遅らせることは、一方的に労働者に不利益を押し付けるものです。大幅な引き上げを実現するために必要な措置を行うことは、本来、政策目標を掲げた政府の責任ではないですか。労働者につけを回すのはとんでもないことです。「78円の引上げ」も、来年3月の発効では実質的に12ヶ月分の7ヶ月しか適用されず、45.5円の引上げと同じことです。目安額を大幅に下回る数字です。

10月から賃金が上がることを期待する最賃近傍の低賃金で働く多数の労働者は生活の目途を失います。最低賃金はいまや生存権そのものにかかわるものです。2021年以来、物価は上がり続け、実質賃金は下がり続けています。生活のゆとりがない低賃金労働者はまさに生活を削り、食費を削りかろうじて生存を維持する状況に陥っています。一日も早い最低賃金引き上げを強く望んでいます。地方審議会の答申が遅れたと言っても、速やかに手続きを行えば、8週間後には発効できるはずです。遅くとも10月中の発効を実現できるよう再考を求めます。

団体名 全国一般労働組合全国協議会
あきたユニオン
代表者名 委員長

2025年9月4日

群馬労働局長 上野 康博 殿
群馬地方最低賃金審議会 会長 米本 清 殿

群馬地方最低賃金の遅すぎる発効日に抗議し、再考を求めます。

8月26日に群馬地方最低賃金審議会から、「時間額を1063円に引き上げること（78円の引上げ）が適当である。」という答申が行われました。答申文別紙ではその効力発生の日を令和8年3月1日としています。

最賃近傍の低賃金で働く労働者にとってこの間の物価高騰、とりわけ食料品の高騰は生活を直撃し、最低賃金の日も早い引き上げが求められています。そのような現状の中で、従来の10月発効を大幅に遅らせる3月1日発効は約半年にわたって低賃金労働者に生活苦を強いるものであり容認できません。強く抗議します。

また、他の地方最低賃金が軒並み1000円以上になる中で半年にわたって985円の最低賃金が続くことで、人口流出に拍車がかかり、人手不足はさらに深刻になることが予測されます。群馬県の企業経営者にとっても大きな問題ではないでしょうか。

今年は中央最低賃金審議会の審議が遅れ、全国的に地方審議会の答申も影響を受けています。石破政権の「2020年代に1500円」という政策目標との関係でも、78円の引き上げは決して十分ではありませんが、大幅な引き上げが求められることは当然に予測されていたことです。にもかかわらず「相当の準備期間が必要」という理由で発効日を遅らせることは、一方的に労働者に不利益を押し付けるものです。大幅な引き上げを実現するために必要な措置を行うことは、本来、政策目標に掲げた政府の責任ではないですか。労働者につけを回すのはとんでもないことです。「78円の引上げ」も、来年3月の発効では実質的に12ヶ月分の7ヶ月しか適用されず、4.5、5円の引上げと同じことです。目安額を大幅に下回る数字です。

10月から賃金上がることを期待する最賃近傍の低賃金で働く多数の労働者は生活の目途を失います。最低賃金はいまや生存権そのものにかかわるものです。2021年以来、物価は上がり続け、実質賃金は下がり続けています。生活のゆとりがない低賃金労働者はまさに生活を削り、食費を削りかろうじて生存を維持する状況に陥っています。一日も早い最低賃金引き上げを強く望んでいます。地方審議会の答申が遅れたと言っても、速やかに手続きを行えば、8週間後には発効できるはずで、遅くとも10月中の発効を実現できるよう再考を求めます。

団体名

全国一般労働組合全国協議会
東京東部労働組合

代表者名

執行委員長

2025年9月8日

群馬労働局長 上野 康博 殿

群馬地方最低賃金審議会 会長 米本 清 殿

群馬地方最低賃金の遅すぎる発効日に抗議し、再考を求めます。

8月26日に群馬地方最低賃金審議会から、「時間額を1063円に引き上げること（78円の引上げ）が適当である。」という答申が行われました。答申文別紙ではその効力発生の日を令和8年3月1日としています。

最賃近傍の低賃金で働く労働者にとってこの間の物価高騰、とりわけ食料品の高騰は生活を直撃し、最低賃金の日も早い引き上げが求められています。そのような現状の中で、従来の10月発効を大幅に遅らせる3月1日発効は約半年にわたって低賃金労働者に生活苦を強いるものであり容認できません。強く抗議します。

また、他の地方最低賃金が軒並み1000円以上になる中で半年にわたって985円の最低賃金が続くことで、人口流出に拍車がかかり、人手不足はさらに深刻になることが予測されます。群馬県の企業経営者にとっても大きな問題ではないでしょうか。

今年は中央最低賃金審議会の審議が遅れ、全国的に地方審議会の答申も影響を受けています。石破政権の「2020年代に1500円」という政策目標との関係でも、78円の引き上げは決して十分ではありませんが、大幅な引き上げが求められることは当然に予測されていたことです。にもかかわらず「相当の準備期間が必要」という理由で発効日を遅らせることは、一方的に労働者に不利益を押し付けるものです。大幅な引き上げを実現するために必要な措置を行うことは、本来、政策目標を掲げた政府の責任ではないですか。労働者につけ回すのはとんでもないことです。「78円の引上げ」も、来年3月の発効では実質的に12ヶ月分の7ヶ月しか適用されず、45.5円の引上げと同じことです。目安額を大幅に下回る数字です。

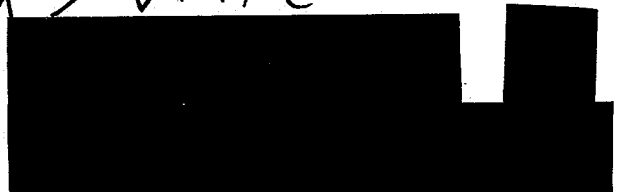
10月から賃金上がることを期待する最賃近傍の低賃金で働く多数の労働者は生活の目途を失います。最低賃金はいまや生存権そのものにかかわるものです。2021年以来、物価は上がり続け、実質賃金は下がり続けています。生活のゆとりがない低賃金労働者はまさに生活を削り、食費を削りかろうじて生存を維持する状況に陥っています。一日も早い最低賃金引き上げを強く望んでいます。地方審議会の答申が遅れたと言っても、速やかに手続きを行えば、8週間後には発効できるはずです。遅くとも10月中の発効を実現できるよう再考を求めます。

団体名

共生アクション いわて

代表者名

代表



2025年9月9日

群馬労働局長 上野 康博 殿

群馬地方最低賃金審議会 会長 米本 清 殿

群馬地方最低賃金の遅すぎる発効日に抗議し、再考を求めます。

8月26日に群馬地方最低賃金審議会から、「時間額を1063円に引き上げること（78円の引上げ）が適当である。」という答申が行われました。答申文別紙ではその効力発生の日を令和8年3月1日としています。

最賃近傍の低賃金で働く労働者にとってこの間の物価高騰、とりわけ食料品の高騰は生活を直撃し、最低賃金の一日も早い引き上げが求められています。そのような現状の中で、従来の10月発効を大幅に遅らせる3月1日発効は約半年にわたって低賃金労働者に生活苦を強いるものであり容認できません。強く抗議します。

また、他の地方最低賃金が軒並み1000円以上になる中で半年にわたって985円の最低賃金が続くことで、人口流出に拍車がかかり、人手不足はさらに深刻になることが予測されます。群馬県の企業経営者にとっても大きな問題ではないでしょうか。

今年は中央最低賃金審議会の審議が遅れ、全国的に地方審議会の答申も影響を受けています。石破政権の「2020年代に1500円」という政策目標との関係でも、78円の引き上げは決して十分ではありませんが、大幅な引き上げが求められることは当然に予測されていたことです。にもかかわらず「相当の準備期間が必要」という理由で発効日を遅らせることは、一方的に労働者に不利益を押し付けるものです。大幅な引き上げを実現するために必要な措置を行うことは、本来、政策目標を掲げた政府の責任ではないですか。労働者につけを回すのはとんでもないことです。「78円の引上げ」も、来年3月の発効では実質的に12ヶ月分の7ヶ月しか適用されず、45.5円の引上げと同じことです。目安額を大幅に下回る数字です。

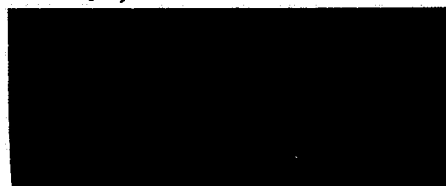
10月から賃金が上がることを期待する最賃近傍の低賃金で働く多数の労働者は生活の目途を失います。最低賃金はいまや生存権そのものにかかわるものです。2021年以来、物価は上がり続け、実質賃金は下がり続けています。生活のゆとりがない低賃金労働者はまさに生活を削り、食費を削りかろうじて生存を維持する状況に陥っています。一日も早い最低賃金引き上げを強く望んでいます。地方審議会の答申が遅れたと言っても、速やかに手続きを行えば、8週間後には発効できるはずで、遅くとも10月中の発効を実現できるよう再考を求めます。

団体名

東北全労協

代表者名

議長



2025年9月7日

群馬労働局長 上野 康博 殿

群馬地方最低賃金審議会 会長 米本 清 殿

群馬地方最低賃金の遅すぎる発効日に抗議し、再考を求めます。

8月26日に群馬地方最低賃金審議会から、「時間額を1063円に引き上げること（78円の引上げ）が適当である。」という答申が行われました。答申文別紙ではその効力発生の日を令和8年3月1日としています。

最賃近傍の低賃金で働く労働者にとってこの間の物価高騰、とりわけ食料品の高騰は生活を直撃し、最低賃金の日も早い引き上げが求められています。そのような現状の中で、従来の10月発効を大幅に遅らせる3月1日発効は約半年にわたって低賃金労働者に生活苦を強いるものであり容認できません。強く抗議します。

また、他の地方最低賃金が軒並み1000円以上になる中で半年にわたって985円の最低賃金が続くことで、人口流出に拍車がかかり、人手不足はさらに深刻になることが予測されます。群馬県の企業経営者にとっても大きな問題ではないでしょうか。

今年は中央最低賃金審議会の審議が遅れ、全国的に地方審議会の答申も影響を受けています。石破政権の「2020年代に1500円」という政策目標との関係でも、78円の引き上げは決して十分ではありませんが、大幅な引き上げが求められることは当然に予測されていたことです。にもかかわらず「相当の準備期間が必要」という理由で発効日を遅らせることは、一方的に労働者に不利益を押し付けるものです。大幅な引き上げを実現するために必要な措置を行うことは、本来、政策目標を掲げた政府の責任ではないですか。労働者につけを回すのはとんでもないことです。「78円の引上げ」も、来年3月の発効では実質的に12ヶ月分の7ヶ月しか適用されず、45.5円の引上げと同じことです。目安額を大幅に下回る数字です。

10月から賃金が上がることを期待する最賃近傍の低賃金で働く多数の労働者は生活の目途を失います。最低賃金はいまや生存権そのものにかかわるものです。2021年以来、物価は上がり続け、実質賃金は下がり続けています。生活のゆとりがない低賃金労働者はまさに生活を削り、食費を削りかろうじて生存を維持する状況に陥っています。一日も早い最低賃金引き上げを強く望んでいます。地方審議会の答申が遅れたと言っても、速やかに手続きを行えば、8週間後には発効できるはずです。遅くとも10月中の発効を実現できるよう再考を求めます。

団体名 宮城全労協

代表者名 議長

2025年9月8日

群馬労働局長 上野 康博 殿

群馬地方最低賃金審議会 会長 米本 清 殿

群馬地方最低賃金の遅すぎる発効日に抗議し、再考を求めます。

8月26日に群馬地方最低賃金審議会から、「時間額を1063円に引き上げること（78円の引上げ）が適当である。」という答申が行われました。答申文別紙ではその効力発生の日を令和8年3月1日としています。

最賃近傍の低賃金で働く労働者にとってこの間の物価高騰、とりわけ食料品の高騰は生活を直撃し、最低賃金の日も早い引き上げが求められています。そのような現状の中で、従来の10月発効を大幅に遅らせる3月1日発効は約半年にわたって低賃金労働者に生活苦を強いるものであり容認できません。強く抗議します。

また、他の地方最低賃金が軒並み1000円以上になる中で半年にわたって985円の最低賃金が続くことで、人口流出に拍車がかかり、人手不足はさらに深刻になることが予測されます。群馬県の企業経営者にとっても大きな問題ではないでしょうか。

今年は中央最低賃金審議会の審議が遅れ、全国的に地方審議会の答申も影響を受けています。石破政権の「2020年代に1500円」という政策目標との関係でも、78円の引き上げは決して十分ではありませんが、大幅な引き上げが求められることは当然に予測されていたことです。にもかかわらず「相当の準備期間が必要」という理由で発効日を遅らせることは、一方的に労働者に不利益を押し付けるものです。大幅な引き上げを実現するために必要な措置を行うことは、本来、政策目標を掲げた政府の責任ではないですか。労働者につけ回すのはとんでもないことです。「78円の引上げ」も、来年3月の発効では実質的に12ヶ月分の7ヶ月しか適用されず、45.5円の引上げと同じことです。目安額を大幅に下回る数字です。

10月から賃金が上がることを期待する最賃近傍の低賃金で働く多数の労働者は生活の目途を失います。最低賃金はいまや生存権そのものにかかわるものです。2021年以来、物価は上がり続け、実質賃金は下がり続けています。生活のゆとりがない低賃金労働者はまさに生活を削り、食費を削りかろうじて生存を維持する状況に陥っています。一日も早い最低賃金引き上げを強く望んでいます。地方審議会の答申が遅れたと言っても、速やかに手続きを行えば、8週間後には発効できるはずで、遅くとも10月中の発効を実現できるよう再考を求めます。

団体名 全国一般全国協議会 宮城谷同労働組合

代表者名 執行委員長

2025年9月8日

群馬労働局長 上野 康博 殿

群馬地方最低賃金審議会 会長 米本 清 殿

群馬地方最低賃金の遅すぎる発効日に抗議し、再考を求めます。

8月26日に群馬地方最低賃金審議会から、「時間額を1063円に引き上げること（78円の引上げ）が適当である。」という答申が行われました。答申文別紙ではその効力発生の日を令和8年3月1日としています。

最賃近傍の低賃金で働く労働者にとってこの間の物価高騰、とりわけ食料品の高騰は生活を直撃し、最低賃金の日も早い引き上げが求められています。そのような現状の中で、従来の10月発効を大幅に遅らせる3月1日発効は約半年にわたって低賃金労働者に生活苦を強いるものであり容認できません。強く抗議します。

また、他の地方最低賃金が軒並み1000円以上になる中で半年にわたって985円の最低賃金が続くことで、人口流出に拍車がかかり、人手不足はさらに深刻になることが予測されます。群馬県の企業経営者にとっても大きな問題ではないでしょうか。

今年は中央最低賃金審議会の審議が遅れ、全国的に地方審議会の答申も影響を受けています。石破政権の「2020年代に1500円」という政策目標との関係でも、78円の引き上げは決して十分ではありませんが、大幅な引き上げが求められることは当然に予測されていたことです。にもかかわらず「相当の準備期間が必要」という理由で発効日を遅らせることは、一方的に労働者に不利益を押し付けるものです。大幅な引き上げを実現するために必要な措置を行うことは、本来、政策目標を掲げた政府の責任ではないですか。労働者につけ回すのはとんでもないことです。「78円の引上げ」も、来年3月の発効では実質的に12ヶ月分の7ヶ月しか適用されず、45、5円の引上げと同じことです。目安額を大幅に下回る数字です。

10月から賃金が上がることを期待する最賃近傍の低賃金で働く多数の労働者は生活の目途を失います。最低賃金はいまや生存権そのものにかかわるものです。2021年以来、物価は上がり続け、実質賃金は下がり続けています。生活のゆとりがない低賃金労働者はまさに生活を削り、食費を削りかろうじて生存を維持する状況に陥っています。一日も早い最低賃金引き上げを強く望んでいます。地方審議会の答申が遅れたと言っても、速やかに手続きを行えば、8週間後には発効できるはずです。遅くとも10月中の発効を実現できるよう再考を求めます。

団体名

鉄道産業労働組合

代表者名

委員長



2025年9月8日

群馬労働局長 上野 康博 殿

群馬地方最低賃金審議会 会長 米本 清 殿

群馬地方最低賃金の遅すぎる発効日に抗議し、再考を求めます。

8月26日に群馬地方最低賃金審議会から、「時間額を1063円に引き上げること（78円の引上げ）が適当である。」という答申が行われました。答申文別紙ではその効力発生の日を令和8年3月1日としています。

最賃近傍の低賃金で働く労働者にとってこの間の物価高騰、とりわけ食料品の高騰は生活を直撃し、最低賃金の一日も早い引き上げが求められています。そのような現状の中で、従来の10月発効を大幅に遅らせる3月1日発効は約半年にわたって低賃金労働者に生活苦を強いるものであり容認できません。強く抗議します。

また、他の地方最低賃金が軒並み1000円以上になる中で半年にわたって985円の最低賃金が続くことで、人口流出に拍車がかかり、人手不足はさらに深刻になることが予測されます。群馬県の企業経営者にとっても大きな問題ではないでしょうか。

今年は中央最低賃金審議会の審議が遅れ、全国的に地方審議会の答申も影響を受けています。石破政権の「2020年代に1500円」という政策目標との関係でも、78円の引き上げは決して十分ではありませんが、大幅な引き上げが求められることは当然に予測されていたことです。にもかかわらず「相当の準備期間が必要」という理由で発効日を遅らせることは、一方的に労働者に不利益を押し付けるものです。大幅な引き上げを実現するために必要な措置を行うことは、本来、政策目標を掲げた政府の責任ではないですか。労働者につけ回すのはとんでもないことです。「78円の引上げ」も、来年3月の発効では実質的に12ヶ月分の7ヶ月しか適用されず、45.5円の引上げと同じことです。目安額を大幅に下回る数字です。

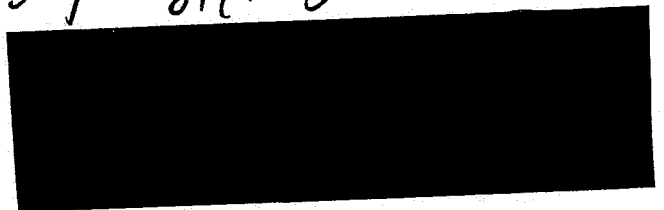
10月から賃金が上がることを期待する最賃近傍の低賃金で働く多数の労働者は生活の目途を失います。最低賃金はいまや生存権そのものにかかわるものです。2021年以来、物価は上がり続け、実質賃金は下がり続けています。生活のゆとりがない低賃金労働者はまさに生活を削り、食費を削りかろうじて生存を維持する状況に陥っています。一日も早い最低賃金引き上げを強く望んでいます。地方審議会の答申が遅れたと言っても、速やかに手続きを行えば、8週間後には発効できるはずです。遅くとも10月中の発効を実現できるよう再考を求めます。

団体名

権利センター みやぎ

代表者名

代表



2025年9月9日

群馬労働局長 上野 康博 殿

群馬地方最低賃金審議会 会長 米本 清 殿

群馬地方最低賃金の遅すぎる発効日に抗議し、再考を求めます。

8月26日に群馬地方最低賃金審議会から、「時間額を1063円に引き上げること（78円の引上げ）が適当である。」という答申が行われました。答申文別紙ではその効力発生の日を令和8年3月1日としています。

最賃近傍の低賃金で働く労働者にとってこの間の物価高騰、とりわけ食料品の高騰は生活を直撃し、最低賃金の一日も早い引き上げが求められています。そのような現状の中で、従来の10月発効を大幅に遅らせる3月1日発効は約半年にわたって低賃金労働者に生活苦を強いるものであり容認できません。強く抗議します。

また、他の地方最低賃金が軒並み1000円以上になる中で半年にわたって985円の最低賃金が続くことで、人口流出に拍車がかかり、人手不足はさらに深刻になることが予測されます。群馬県の企業経営者にとっても大きな問題ではないでしょうか。

今年は中央最低賃金審議会の審議が遅れ、全国的に地方審議会の答申も影響を受けています。石破政権の「2020年代に1500円」という政策目標との関係でも、78円の引き上げは決して十分ではありませんが、大幅な引き上げが求められることは当然に予測されていたことです。にもかかわらず「相当の準備期間が必要」という理由で発効日を遅らせることは、一方的に労働者に不利益を押し付けるものです。大幅な引き上げを実現するために必要な措置を行うことは、本来、政策目標を掲げた政府の責任ではないですか。労働者につけ回すのはとんでもないことです。「78円の引上げ」も、来年3月の発効では実質的に12ヶ月分の7ヶ月しか適用されず、45.5円の引上げと同じことです。目安額を大幅に下回る数字です。

10月から賃金が上がることを期待する最賃近傍の低賃金で働く多数の労働者は生活の目途を失います。最低賃金はいまや生存権そのものにかかわるものです。2021年以来、物価は上がり続け、実質賃金は下がり続けています。生活のゆとりがない低賃金労働者はまさに生活を削り、食費を削りかろうじて生存を維持する状況に陥っています。一日も早い最低賃金引き上げを強く望んでいます。地方審議会の答申が遅れたと言っても、速やかに手続きを行えば、8週間後には発効できるはずです。遅くとも10月中の発効を実現できるよう再考を求めます。

団体名

代表者名

宮城合同労組 仙台地域支部
支部長

2025年9月8日

群馬労働局長 上野 康博 殿

群馬地方最低賃金審議会 会長 米本 清 殿

群馬地方最低賃金の遅すぎる発効日に抗議し、再考を求めます。

8月26日に群馬地方最低賃金審議会から、「時間額を1063円に引き上げること（78円の引上げ）が適当である。」という答申が行われました。答申文別紙ではその効力発生の日を令和8年3月1日としています。

最賃近傍の低賃金で働く労働者にとってこの間の物価高騰、とりわけ食料品の高騰は生活を直撃し、最低賃金の一日も早い引き上げが求められています。そのような現状の中で、従来の10月発効を大幅に遅らせる3月1日発効は約半年にわたって低賃金労働者に生活苦を強いるものであり容認できません。強く抗議します。

また、他の地方最低賃金が軒並み1000円以上になる中で半年にわたって985円の最低賃金が続くことで、人口流出に拍車がかかり、人手不足はさらに深刻になることが予測されます。群馬県の企業経営者にとっても大きな問題ではないでしょうか。

今年は中央最低賃金審議会の審議が遅れ、全国的に地方審議会の答申も影響を受けています。石破政権の「2020年代に1500円」という政策目標との関係でも、78円の引き上げは決して十分ではありませんが、大幅な引き上げが求められることは当然に予測されていたことです。にもかかわらず「相当の準備期間が必要」という理由で発効日を遅らせることは、一方的に労働者に不利益を押し付けるものです。大幅な引き上げを実現するために必要な措置を行うことは、本来、政策目標を掲げた政府の責任ではないですか。労働者につけを回すのはとんでもないことです。「78円の引上げ」も、来年3月の発効では実質的に12ヶ月分の7ヶ月しか適用されず、45、5円の引上げと同じことです。目安額を大幅に下回る数字です。

10月から賃金が上がることを期待する最賃近傍の低賃金で働く多数の労働者は生活の目途を失います。最低賃金はいまや生存権そのものにかかわるものです。2021年以来、物価は上がり続け、実質賃金は下がり続けています。生活のゆとりがない低賃金労働者はまさに生活を削り、食費を削りかろうじて生存を維持する状況に陥っています。一日も早い最低賃金引き上げを強く望んでいます。地方審議会の答申が遅れたと言っても、速やかに手続きを行えば、8週間後には発効できるはずです。遅くとも10月中の発効を実現できるよう再考を求めます。

団体名

全国一般全国協議会 いわき自由労働組合

代表者名

執行委員長



2025年9月9日

群馬労働局長 上野 康博 殿

群馬地方最低賃金審議会 会長 米本 清 殿

群馬地方最低賃金の遅すぎる発効日に抗議し、再考を求めます。

8月26日に群馬地方最低賃金審議会から、「時間額を1063円に引き上げること（78円の引上げ）が適当である。」という答申が行われました。答申文別紙ではその効力発生の日を令和8年3月1日としています。

最賃近傍の低賃金で働く労働者にとってこの間の物価高騰、とりわけ食料品の高騰は生活を直撃し、最低賃金の日も早い引き上げが求められています。そのような現状の中で、従来の10月発効を大幅に遅らせる3月1日発効は約半年にわたって低賃金労働者に生活苦を強いるものであり容認できません。強く抗議します。

また、他の地方最低賃金が軒並み1000円以上になる中で半年にわたって985円の最低賃金が続くことで、人口流出に拍車がかかり、人手不足はさらに深刻になることが予測されます。群馬県の企業経営者にとっても大きな問題ではないでしょうか。

今年は中央最低賃金審議会の審議が遅れ、全国的に地方審議会の答申も影響を受けています。石破政権の「2020年代に1500円」という政策目標との関係でも、78円の引き上げは決して十分ではありませんが、大幅な引き上げが求められることは当然に予測されていたことです。にもかかわらず「相当の準備期間が必要」という理由で発効日を遅らせることは、一方的に労働者に不利益を押し付けるものです。大幅な引き上げを実現するために必要な措置を行うことは、本来、政策目標を掲げた政府の責任ではないですか。労働者につけを回すのはとんでもないことです。「78円の引上げ」も、来年3月の発効では実質的に12ヶ月分の7ヶ月しか適用されず、45.5円の引上げと同じことです。目安額を大幅に下回る数字です。

10月から賃金が上がることを期待する最賃近傍の低賃金で働く多数の労働者は生活の目途を失います。最低賃金はいまや生存権そのものにかかわるものです。2021年以来、物価は上がり続け、実質賃金は下がり続けています。生活のゆとりがない低賃金労働者はまさに生活を削り、食費を削りかろうじて生存を維持する状況に陥っています。一日も早い最低賃金引き上げを強く望んでいます。地方審議会の答申が遅れたと言っても、速やかに手続きを行えば、8週間後には発効できるはずで、遅くとも10月中の発効を実現できるよう再考を求めます。

団体名 全国一般ふくしま連帯労働組合

代表者名 執行委員長

2025年9月5日

群馬労働局長 上野 康博 殿

群馬地方最低賃金審議会 会長 米本 清 殿

群馬地方最低賃金の遅すぎる発効日に抗議し、再考を求めます。

8月26日に群馬地方最低賃金審議会から、「時間額を1063円に引き上げること（78円の引上げ）が適当である。」という答申が行われました。答申文別紙ではその効力発生の日を令和8年3月1日としています。

最賃近傍の低賃金で働く労働者にとってこの間の物価高騰、とりわけ食料品の高騰は生活を直撃し、最低賃金の日も早い引き上げが求められています。そのような現状の中で、従来の10月発効を大幅に遅らせる3月1日発効は約半年にわたって低賃金労働者に生活苦を強いるものであり容認できません。強く抗議します。

また、他の地方最低賃金が軒並み1000円以上になる中で半年にわたって985円の最低賃金が続くことで、人口流出に拍車がかかり、人手不足はさらに深刻になることが予測されます。群馬県の企業経営者にとっても大きな問題ではないでしょうか。

今年は中央最低賃金審議会の審議が遅れ、全国的に地方審議会の答申も影響を受けています。石破政権の「2020年代に1500円」という政策目標との関係でも、78円の引き上げは決して十分ではありませんが、大幅な引き上げが求められることは当然に予測されていたことです。にもかかわらず「相当の準備期間が必要」という理由で発効日を遅らせることは、一方的に労働者に不利益を押し付けるものです。大幅な引き上げを実現するために必要な措置を行うことは、本来、政策目標を掲げた政府の責任ではないですか。労働者につけを回すのはとんでもないことです。「78円の引上げ」も、来年3月の発効では実質的に12ヶ月分の7ヶ月しか適用されず、45、5円の引上げと同じことです。目安額を大幅に下回る数字です。

10月から賃金上がることを期待する最賃近傍の低賃金で働く多数の労働者は生活の目途を失います。最低賃金はいまや生存権そのものにかかわるものです。2021年以来、物価は上がり続け、実質賃金は下がり続けています。生活のゆとりがない低賃金労働者はまさに生活を削り、食費を削りかろうじて生存を維持する状況に陥っています。一日も早い最低賃金引き上げを強く望んでいます。地方審議会の答申が遅れたと言っても、速やかに手続きを行えば、8週間後には発効できるはずで、遅くとも10月中の発効を実現できるよう再考を求めます。

団体名 長野一般労働組合

代表者名 執行委員長

群馬地方最低賃金審議会の答申（発効日）の
再考を求める特別要請書

2025年9月9日

群馬労働局長 上野 康博 殿

群馬地方最低賃金審議会会長 米本 清 殿

4 5 3 通

群馬県労働組合会議

全国労働組合総連合

群馬労働局長 上野 康博 殿

群馬地方最低賃金審議会会長 米本 清 殿

組織名

代表者名

群馬地方最低賃金審議会の答申（発効日）の再考を求める特別要請書

【要請趣旨】

群馬地方最低賃金審議会は8月26日、2025年度の最低賃金について78円引き上げ、時間額1,063円とすることを答申しました。同時に、審議会は発効日を経営側の主張に寄り添い「一定の準備期間」が必要との理由で2026年3月1日としました。今回、中央最低賃金審議会の審議が遅れ、各地方最低賃金審議会の審議に影響が出ていますが、2026年3月1日発効は、遅延の許容限度を超えています。最低賃金法第10条では、地域別最低賃金の決定は、地方最低賃金審議会の意見を聴いて「厚生労働大臣又は都道府県労働局長」が決定するとなっています。決定権者として、労働者の生存権保障を第一目的とする最低賃金法に鑑み、発効日2026年3月1日を再考し、これまで同様「一日も早い改定」のために、地域別最低賃金決定後、ただちに公示し、「公示の日から起算して30日を経過した日」に発効することを求めます。

引き上げ額を過去最高の78円としたことは貴審議会の努力として評価するものですが、時間額1,063円では人間らしく生き、働くことには厳しい水準と言わざるを得ません。

発効日を3月1日にすることは、群馬県の労働者を二重に貶めることになり、許されるものではありません。第一に、他県は今回の改定で少なくとも1,000円を超えるにもかかわらず、群馬県では約半年にわたって24年改定額985円のままとなり、近隣自治体との拡大された格差が労働者に強いられることです。月末締め給与計算する労働者では、25年改定の結果を1円も受けないことが想定され、法の趣旨を逸脱するものです。第二に、「10月には上がる」との生活設計を無残にも覆すもので、許されるものではありません。

物価高騰の勢いはとどまる様子を見せていません。帝国データバンクの発表（7月31日）によれば、10月の飲食料品値上げは4月以来となる3000品目超が見込まれています。このままの状況で推移すれば労働者の生活は一層厳しくなることは容易に想定されます。最低賃金法第一条は「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図る」としており、「発効の遅延・先送り」は労働者保護と生存権保障を第一義的とする目的を反故にする行為であり、最低賃金制度を形骸化するもので許されません。

理由とされる「準備期間」には合理的な根拠も示されておらず、「発効の遅延・先送り」の理由になりません。

半年もの「発効の遅延・先送り」は、群馬県の地域経済にとっても、企業にとっても、消費を一段と冷え込ませ、労働者の期待を裏切り、働く意欲を奪い、ひいては、県政や行政への信頼失墜につながるものと危惧します。人口・労働力の流出に拍車をかけることになります。

最低賃金の即時・大幅引き上げは待ったなしの課題です。貴職が決定権者として、群馬県内の労働者・労働組合の声にこたえ、「2026年3月1日」とした発効日について再考し、これまで同様に、地域別最低賃金決定後、ただちに公示し、「公示の日から起算して30日を経過した日」で実施することを重ねて求めます。

【要請事項】

労働者の生存権保障を第一目的とする最低賃金法に鑑み、「2026年3月1日」とした発効日について再考し、これまで同様「一日も早い改定」のために、地域別最低賃金決定後、ただちに公示し、「公示の日から起算して30日を経過した日」で実施すること

以 上